

地域自主組織と近隣自治のしくみ比較表

区 分	地域自主組織	地区自治組織（仮称）	地区自治体（仮称）
位置付け	民間組織（自治会・町内会等を基礎とする任意組織）	民間組織（住民を基礎とする法人）	特別地方公共団体
設置単位	小学校区・中学校区・旧市町村単位	原則として旧市町村単位	原則として旧市町村単位
意見反映の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村単位に地域自主組織の代表者等で組織する地域審議会を設置 ・地域審議会を通じて市町村長（支所長）に意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区評議会を設置（評議員は住民が選挙で選出） ・重要事項の決定には地区評議会の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区議会を設置（地区議員は住民が選挙で選出又は当該地区から選出された市町村の議員が兼務） ・重要事項の決定には地区議会の同意が必要
権能付与の方式	私法上の委託	私法上の委託	自治法上の委託
市町村から委託を受ける事務	原則として非権力的事務に限定	原則として非権力的事務に限定	権力的事務及び非権力的事務
市町村の関与	委託契約に基づき関与	委託契約に基づき関与	市町村条例に基づき関与
設置の流れ	地域内の自治会等を中心に各種団体が協議により設立	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内住民から市町村へ認証申請 ・市町村長が認証し法人格を付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の条例に基づき設置（条例の制定には当該地区の住民投票が必要） ・条例の制定・改廃の請求に係る必要署名数は当該地域の有権者の1/50以上とする
住民の加入	任意加入	任意加入（相当数の加入を前提）	強制加入
長等の選任方法	役員会の互選	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は住民の直接選挙 ・理事長は理事の互選 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が兼務、市町村長が地区議会の同意を得て任命、地区議員の互選または住民の直接選挙を想定
市町村職員の派遣	地域担当職員が支援	派遣法に基づく派遣	自治法上の派遣 （市町村からシティマネージャーを派遣することも一案）
備 考	設置は現行法で対応可	設置には法改正が必要	設置には法改正が必要
	地域自主組織の発展形として地区自治組織を想定		